

確定申告

申告は、正しくお早めに

2.16^木 - 3.15^水

(土曜日・日曜日を除く)

受付: 午前8時～午後4時
申告相談: 午前9時～

ご不明な点など、
お気軽にお問い合わせください。

▶ 豊橋税務署
☎(0532)52-6201

▶ 税務課
☎23-3509
FAX 23-0180

所得税・ 復興特別所得税

個人が1月から12月までの1年間に得た所得にかかる国の税金です。また、復興特別所得税が平成25年から平成49年分までの各年分の基準所得税額に2.1%の税率を乗じた額が併せて徴収されます。

《確定申告が必要な方》

① 事業所得や不動産所得のあった方、公的年金等の収入金額が400万円を超えた方、公的年金等の収入金額が400万円以下、かつ、その他の所得が20万円を超えた方、土地や建物を売った方、源泉徴収税額有りの特定口座以外で株式等を譲渡し利益があった方などのうち、平成28年中の所得が所得控除の合計額を超えた方 ② サラリーマンで、給与の年収が2000万円を超えた

方、2カ所以上から給与を受けた方で主たる給与以外の従たる給与の収入金額が20万円を超えた方、給与所得以外の所得が20万円を超えた方

《確定申告に必要なもの》

① 印鑑（新規に口座振替での納税を申し込む場合は通帳印） ② 申告書（届いた方） ③ 控除証明書（社会保険料、国民年金保険料、生命保険料、地震保険料など） ④ 源泉徴収票（金額の多少に関わらず、複数枚ある場合はすべて） ⑤ 収支内訳書（営業・農業・不動産収入がある方のみ。平成27年分収支内訳書の控え、平成29年度分償却資産申告書の控えも併せて持参） ⑥ 固定資産税課税明細書（営業・農業・不動産など、固定資産税を経費とする事業収入がある方のみ。平成28年5月に送付済み） ⑦ 医療費の領収書と、保険などで補てんされた金額がわかるもの（医療費控除を受ける方のみ） ⑧ 上場株式等配当支払通知書または特定口座年間取引

報告書 ⑨ 本人名義の口座番号がわかるもの（通帳など）

《確定申告書へのマイナンバー記載および本人確認について》

平成28年以降の確定申告書等の提出の際には、マイナンバーの記載、本人確認書類の提示または写しの添付が必要になります。添付用のコピーをお持ちください。

マイナンバーカードをお持ちの方はマイナンバーカードだけで本人確認が可能です。マイナンバーカードをお持ちでない方は番号確認書類と身元確認書類が必要です。

● 番号確認書類（通知カード、マイナンバーの記載がある住民票の写しのいずれか一つ）

● 身元確認書類（運転免許証、公的医療保険の被保険者証、パスポートなどのうちいずれか一つ）

《申告すると税金が戻る場合》

次のような場合には、源泉徴収された税金や予定納税をした税金が納め過ぎになっていることがあり、確定申告をすることで所得税の還付を受けることができる場合があります。

① 年の途中で退職し、年末調整を受けなかった場合 ② 医療費を多く支払った場合（医療費控除） ③ マイホームを住宅ローンなどを利用して取得した場合（住宅借入金等特別控除）

※ ①・②は、2月1日（水）から豊

橋税務署および市役所税務課で還付申告を受け付けています。

《ふるさと納税ワンストップ特例について》

5団体を越える自治体にふるさと納税を行った方や、確定申告を行う方は、ふるさと納税ワンストップ特例の適用を受けることができますので、確定申告でふるさと納税についての控除を受けてください。

《申告書は自分で記入を》

申告書の記入は難しいものではありません。ご自身の税を理解するためにも、ぜひ自分で書いてみましょう。申告書は、国税庁HP (<http://www.nta.go.jp>)からも作成できます。また、e-Tax（電子申告）による送信もご利用いただけます。

《休日における確定申告の受付》

豊橋税務署では、申告期間中の休日（2日間）に確定申告の相談・申告書の受付を行います。

● 日時 2月19日（日）・2月26日（日）
午前9時～午後5時（申告書の作成には時間を要しますので、午後4時までにお越しください）

● 場所 豊橋税務署（豊橋地方合同庁舎内）

※ 詳しくはお問い合わせください。

▼ 豊橋税務署

☎(0532)52-6201